

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年8月23日
【会社名】	株式会社ジェイホールディングス
【英訳名】	J-Holdings Corp.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 眞野 定也
【本店の所在の場所】	東京都港区麻布十番一丁目7番11号
【電話番号】	03-6455-4278
【事務連絡者氏名】	取締役 中山 宏一
【最寄りの連絡場所】	東京都港区麻布十番一丁目7番11号
【電話番号】	03-6455-4278
【事務連絡者氏名】	取締役 中山 宏一
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 第6回新株予約権証券 5,500,000円（予定） 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 613,000,000円（予定） （注） 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少しません。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、2022年8月17日付で提出した有価証券届出書の記載内容の一部及び当該届出書の添付書類である取締役会議事録に誤りがありましたので、これらを訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行新株予約権証券（第6回新株予約権証券）
 - (2) 新株予約権の内容等
- 2 新規発行による手取金の使途
 - (2) 手取金の使途

第3 第三者割当の場合の特記事項

- 2 株券等の譲渡制限

（添付書類の差替え）

添付書類（取締役会議事録）について、記載内容に訂正すべき事項がありましたので、訂正後の取締役会議事録に差替えます。

3【訂正箇所】

訂正箇所には下線_____を付しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券（第6回新株予約権証券）】

（2）【新株予約権の内容等】

（訂正前）

< 前略 >

新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
----------------	------------------------------------

< 後略 >

（訂正後）

< 前略 >

新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は会社法第236条第1項6号に定める新株予約権の譲渡制限はないが、当社と本新株予約権者との間で締結する総数引受契約及び覚書において、当社取締役会による承認がない限り、本新株予約権を第三者に譲渡しない旨の制限を付すものとする。
----------------	--

< 後略 >

2【新規発行による手取金の使途】

（2）【手取金の使途】

本新株予約権の特徴

（本新株予約権のメリット）

（訂正前）

< 前略 >

譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当の方法により発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、割当先から第三者への譲渡には、当社取締役会の承認を要します。

< 後略 >

（訂正後）

< 前略 >

譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当の方法により発行されるものであり、かつ総数引受契約及び覚書において譲渡制限が付されており、割当先から第三者への譲渡には、当社取締役会の承認を要します。

<後略>

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

2 【株券等の譲渡制限】

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

本新株予約権は、会社法第236条第1項6号に定める新株予約権の譲渡制限はありませんが、総数引受契約及び覚書における制限として、割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による承認を要する旨の制限が付されております。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

以上